

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十七年四月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十六年九月二十九日奈良県指令建第九四―九四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年四月七日建第八四二七号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十七年四月七日建第五〇六四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市大字田井一一七番一、一一七番七、一一七番八、一一七番九、一一七番一〇、一一七番一一、一一七番一二、一一七番一三、一一七番一四、一一七番一五、一一七番一六及び一一七番一七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町六七〇番地
株式会社ハウストウ 代表取締役 安藤正弘

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和高田市大字田井一一七番一、一一七番一六及び一一七番一七